

令和6年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 福島県

農業委員会名： 郡山市

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 R 3 年 8 月 1 日

任期満了年月日 R 6 年 7 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	18
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	21	21	13

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	5,102
農業経営体数	3,663

※ 直近の「農林業センサス」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,532
女性	1,849
40代以下	134

※ 直近の「農林業センサス」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	568
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	26
農業参入法人	56
集落営農経営	4
特定農業団体	0
集落営農組織	4

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	9,490	2,290				11,800

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	11,800 ha	4,799 ha	40.7 %
課題	農業従事者の高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。このため、農地が利用されやすくなるよう、「地域の話し合いの場」を基本に「地域計画」の策定を進め、農地の集積・集約に向けた取り組みを加速化することが必要である。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 11 年度	集積率	70 %
今年度の新規集積面積	817 ha	農地面積(C)	11,800 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	5,616 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	47.6 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	376 ha	12 ha	364 ha
課題	非農家の農地相続者が増加しており、適切な農地の有効利用等についての指導が必要である。また、中山間地域の再生困難な遊休農地については、非農地の判断も必要である。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	10 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	2 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	367 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	現地調査及び所有者等への確認を行い、現状を十分に把握した上で、解消が適当だと判断される農地については、農地利用計画の工程表策定を進める。解消が困難な農地については、非農地判断を進め、守るべき農地を明確にする。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.3 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	R3年度新規参入者	R4年度新規参入者	R5年度新規参入者
	23 経営体	34 経営体	66 経営体
	11 ha	18 ha	36 ha
課題	農業従事者の高齢化等による農業者の減少に伴い、各地域での担い手確保が重要になることから、関係機関との情報共有を図りながら、新たな担い手の確保と継続して農業経営に取り組める環境整備が必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	104 ha	57 ha	189 ha	116.7 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	11.7 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	20 人
		農地利用最適化推進委員の人数	21 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	7 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
5月～7月	農地の集積	「地域計画」策定に係る目標地図素案作成に伴う農地集積・集約化
6月～8月	遊休農地の解消	遊休農地所有者への意向確認と農地バンクへの貸付誘導、非農地化
9月～11月	新規参入の促進	各地区における新規就農者の掘り起こし、相談会の開催、参加

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	9月～11月	相談会名	就農相談会
参加者数	1	開催場所	郡山市園芸振興センター
相談会の内容	就農に必要な農地の権利取得に係る相談等		
開催時期	11月	相談会名	ふくしま農業人フェア
参加者数	1	開催場所	ビッグパレットふくしま
相談会の内容	就農に必要な農地の権利取得に係る相談等		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)